

広島県告示第八百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
	よつばプランニング 有限会社	広島市中区西十日 市町一番五―一〇 〇一号	仁保ショートス テイよつば	広島市南区仁保三 丁目四二番六号サ ン・ファミックスⅢ	平成一九年七 月一日
	社会福祉法人 福富会	東広島市福富町久 芳三四一六番地	短期入所生活 介護神郷の家	東広島市福富町久 芳三四一六番地	平成一九年七 月一日